

# 京都府営水道事業経営審議会 第4回料金等専門部会議事要旨

- 1 日 時 令和6年4月23日（火）午後3時～午後5時
- 2 会 場 京都ガーデンパレス「栄」
- 3 出席者 (委員)西垣部会長、池淵委員、越後委員、佐藤委員、山田委員  
(事務局)公営企業管理監、公営企業経営課長、水道政策課長ほか
- 4 議 題
- (1) 令和7年度以降の供給料金について
  - (2) 建設負担水量の見直しについて
  - (3) 広域化・広域連携等について

## 5 議事要旨

### (1) 令和7年度以降の供給料金について【資料1・2】

- 委員 ✓ 人口推計をさらに精緻化した結果、水需要予測が若干減少したということだが、供給料金への影響はどうか。
- 事務局 ✓ 水需要は第3回料金等専門部会（以下「部会」と表記）で示したのから約1%弱の減で、使用料金に1%程度影響している。
- 委員 ✓ 料金単価の試算では、使用料金は4円程度の上昇が見込まれる一方で、建設負担料金は5円程度下降する見込みであるが、市町の負担総額の増減見込みはどうか。
- 事務局 ✓ 現時点での試算では、受水市町全体での負担は3%程度軽減されると見込んでいる。
- 委員 ✓ 府営水道エリア全体の1日最大給水量の推移の傾向には変化が見られたか。
- 事務局 ✓ 平成30年に実施した水需要予測と今回実施した水需要予測のいずれにおいても40年後に3割程度減少すると見込まれ、傾向に変化はない。
- 委員 ✓ 内部留保資金が増加すれば、建設投資に係る企業債の新規借入額を抑制することも可能となり、将来の支払利息が減少し、ひいては将来の料金上昇の抑制が期待できる。このため、ある程度の内部留保資金を確保しておく必要があることは理解するが、市民感覚としては、将来よりも現在の料金軽減が望まれるのではないか。
- 事務局 ✓ 災害等により給水収益が長期間断たれた際にも備えて、一定規模の内部留保資金を確保しておく必要がある。
- ✓ 経営指標で見ると、府営水道の流動比率は100%程度であり同規模事業体の平均値約400%と比べて、決して余裕があるとはいえない状況。第2次府営水道ビジョン（以下、「ビジョン」と表記）においても改善を目指していくこととしている。

なお、企業債の充当率を下げ、新規借入を抑制すると、将来の支払利息を軽減できるが、一方で新規借入抑制の代替財源を内部留保資金から捻出する必要が生じ、流動比率が悪化する方向に働くことから、バランスに留意する必要がある。

増加した内部留保資金を保持するのか、企業債の新規借入抑制等に活用するのかは、金利の状況等も見ながら検討していく必要があると考えている。

- 委員 ✓ ダム管理費の金額の妥当性はどうか。
- 事務局 ✓ 国においてしっかりとした計画に基づいて予算管理されており、短期的には凸凹はあるものの、長期的に見れば計画に沿ったものになっていると理解している。
- 委員 ✓ 資産維持費の収入見通しはどうか。
- 事務局 ✓ 現行料金期間では毎年2億円、次期料金期間では毎年1.5億円の収入を見込んでいる。
- 委員 ✓ 資産維持費算入の考え方はどうか。
- 事務局 ✓ (公社)日本水道協会の水道料金算定要領では「償却資産の3%」という基準が示されているが、これは要領策定時に参考にした事業体の平均値から算出されたもので、府営水道にそのまま適用することが妥当とは言い切れない。
- ✓ 府営水道の現行料金算定では、資産維持費を「建設改良事業費の1割」として算定しており、償却資産の比率に換算すると1.5%相当である。算定要領のとおり3%とすると、建設負担料金が高額となるため、次期においても現行料金と同様とするのが適当ではないかと考えている。
- 委員 ✓ 修繕引当金の取り崩しについての考え方はどうか。
- 事務局 ✓ 既存の修繕引当金は早期に取り崩す必要があることから、次期使用料金の値上げ幅抑制のために活用することとし、次期料金期間で全額取り崩すという想定で試算している。

## (2) 建設負担水量の見直しについて【資料3】

- 委員 ✓ 建設負担水量見直しのポイントは次の3つかと思う。
- ①新たな負担のあり方の基準をどう決めるのか。例えば今回の検討案のように1日最大給水量を基礎とするのか、他の指標ではどうかなど
- ②受水市町の自己水施設の取扱をどうするのか。将来の施設整備方針をどう反映していくのか
- ③どれぐらいの期間で調整していくのか
- ✓ 案1(将来の施設整備方針に基づく再設定)により調整していく場合、どれぐらいの年数を要すると見込んでいるのか。
- 事務局 ✓ 償却が進むことで現有資産の割合は小さくなっていき、施設整備方針に基づく新たな資産が徐々に増えていくことになるが、調整完了までには50年程度を要すると思われる。
- ✓ また、新たな施設整備方針の合意以降に、仮に既存施設と同じ能力で施設が更新された場合は、それは合意された施設整備方針に基づく施設の維持という考え方から、新規投資とみなすものと考えている。
- ✓ 案1については、そもそも施設整備方針の合意が得られるのかという課題はあるものの、合意された施設整備方針に基づいて徐々に負担割合を変えていくという考え方自体は、受水市町の賛同が得られるものと考えている。
- 委員 ✓ 案2(水需要の実績に基づく新たな負担割合)については、どれぐらいの期間で調整していくのか、政策的に決めていくことができるのではないか。
- 事務局 ✓ 受水市町間の負担割合が大きく変わるので、一気に新しい水量へ移行するの

は現実的ではないと考えている。市町の末端水道料金への影響も考慮すると、例えば料金算定期間5年間を一つの単位として調整していくのがよいのではないかと考えている。

- 委員 ✓ 経営審議会におけるこれまでの議論を踏まえた対応方針としては案1の考え方が正しいと思うが、過去に決めた水量を見直すための案2のような考え方の導入に理解が得られるかどうか、調整に当たってのポイントとなる。
- 委員 ✓ 負担を段階的に変化させていくということは、調整が完了するまでは府営水道が赤字になるということか。
- 事務局 ✓ 受水市町の負担総額を変えるのではなく負担の割合を見直すものであり、府営水道が赤字になるものではない。
- 委員 ✓ 広域化等の話題にも関わることであるが、長期的な事業継続を考えたときに、府と受水市町はどこに着地していくべきかという思いが案2には込められており、案1は妥当だが、案1だけでは見直しの合意が得にくいようにも思うため、案2の要素も必要と感じた。
- 委員 ✓ 府として「負担の考え方の原則」をしっかりと押さえておくことが重要である。つまり、①府営水道建設時の要望経過の原則は動かさず、②今回、水需要や予備力を考慮するという新たな原則を追加する。③その上で受水市町への影響を考慮して暫定措置を考える、ということになると思う。
- 委員 ✓ これまで予備力の考え方についての原則はなかったが、市町との共通認識を形成する必要がある。
- 委員 ✓ 先般の能登半島地震を受け、インフラ施設のレジリエンス（強靱性）やリダンダンシー（冗長性）の重要性に対する意識が高まっているので、予備力確保の重要性から入ると議論しやすく、パラダイムチェンジにはよい考え方だと思う。
- 委員 ✓ 案2でいう予備力は、地震などにより水道施設が機能停止したときに備えた、府営水道給水エリア全体の予備力ということか。
- 事務局 ✓ 現状では市町によって予備力に差があるところを、府営水道給水エリア全体で25%の予備力を備え、これを平準化して平等に負担するという考え方である。
- 委員 ✓ 合意された施設整備方針に基づいて資産が新しいものに置き換わっていくなれば、ハイブリッド案の50:50というのもあくまでも途中経過であり、最終的には実際の水需要に応じた案2のような負担とすることが理想形ではないか。
- 委員 ✓ ハイブリッド案も調整の途中経過となるものであり、理想形は案2になるという考え方には同意見。
- 委員 ✓ 案2においては、意図しない負担割合の変更を防止するため、合意された施設整備方針に含まれない自己水施設が整備された場合は、当該施設の供給能力は、自己水能力の控除対象としては認めないなどの調整が必要ではないか。
- 委員 ✓ 案2のデメリットである「施設整備方針の検討を阻害するおそれがある」については、どのように考えるのか。
- 事務局 ✓ 案2は、各市町で分散している予備力を、それぞれ応分に全市町に負担してもらおうという考え方に立っている。個別の市町にとっては、自己水を多く持っているほど府営水に係る財政負担が小さくなるが、エリア全体で見れば早期に施設整備方針の議論を進めていかないと、全体の財政負担が大きくなる。
- 委員 ✓ 施設整備方針の議論を進めていくには受水市町の協力が欠かせないが、そのためには建設負担水量の見直しが必須であり、解決を急ぐべき。
- 委員 ✓ 見直し検討案に対して、受水市町からはどのような意見が寄せられているのか。

- 事務局 ✓ 受水市町からは、「ハイブリッド案を提案する理由がわかりにくい。案1・2について議論を尽くしたとはいえ時期尚早である」「適正な予備力の考え方は市町が決めればよいと思うものの、何らかのたたき台がないと議論もできないことは理解する」「過去の経過や予備力の考え方も含めて、専門部会においてフラットな立場から御議論いただいて、その結果を尊重しながら早期に結論を出すべき」「個々の市町の損得ではなく、何がもっとも公平なのかという観点での議論を進めるべき」といった御意見をいただいている。
- 委員 ✓ 昨年実施した受水市町ヒアリングを通じて、それぞれの立場はあるが、現状変更の必要性については理解があるという印象を受けた。
- 委員 ✓ 水量見直しの議論を、今後どのように受水市町と進めていくのか。
- 事務局 ✓ 今回の部会後に、受水市町への意見照会及び管理者会議を実施予定。  
 ✓ 第5回部会では、市町意見も踏まえた検討案について、一定の試算を伴った形で提示できればと考えている。

### (3) 広域化・広域連携について【資料4】

- 委員 ✓ 広域化の検討と建設負担水量の調整は分けて進めざるを得ないと感じるが、府がイニシアチブをとってできる連携がいくつかあると思う。
- 委員 ✓ 広域化・広域連携の議論において、長期的な視点も大事ではあるが、短期的な効果が実感できるということも受水市町の納得を得る上で重要。
- 委員 ✓ 施設整備方針の合意はいつ頃を予定しているか。
- 事務局 ✓ ビジョンでは計画期間（10年間）中に合意を目指すとしており、建設負担水量の見直しの議論との兼ね合いもあるが、同時並行で進めていく。

### <その他>

- 資料5により今後のスケジュールについて事務局より説明